

会議録

会議の名称	平成29年度 第1回 西東京市地域密着型サービス等運営委員会
開催日時	平成29年 5月23日（火） 午後7時00分から8時40分まで
開催場所	保健福祉総合センター 6階 講座室Ⅱ
出席者	委員：吉岡座長、芹副座長、市村委員、折田委員、菊池委員、近藤委員、佐藤委員、鈴木委員、春田委員、深沢委員、溝口委員、宮川委員、矢野委員（欠席：藤池委員、山本委員） 事務局：高齢者支援課介護保険担当課長以下4名、生活福祉課調整係1名
議題	1 座長・副座長の選出について 2 前回会議録の確認について 3 地域密着型サービスについて 4 地域密着型サービス事業所の指定更新等について 5 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案のポイントについてほか 6 運営委員会の年間計画について 7 その他
会議資料の名称	配布資料 前回会議録 地域密着型通所介護の廃止に係る書面審査の質疑応答記録 資料1 西東京市地域密着型サービス等運営委員会設置要綱 資料2 平成29年度西東京市地域密着型サービス等運営委員会委員名簿 資料3 地域密着型サービスについて 資料4 地域密着型サービス事業の概要 資料5 地域密着型サービス事業所の指定更新等関係資料 資料6 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（抜すい） 資料7 地域密着型サービス等運営委員会年間計画 参考資料1 自己点検シート 認知症対応型共同生活介護 参考資料2 自己点検シート 夜間対応型訪問介護 ※ 当日配布資料 参考資料3 「指定更新事業所に係る図面等」の資料
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	

1 開会

座長が決まるまでの間、介護保険担当課長が議事を進行

開会の挨拶

依頼状について席上配布

○介護保険担当課長：

委員の就任及び任期について説明。

○事務局：

資料の確認

○介護保険担当課長：

今年度委員の自己紹介の依頼及び事務局職員の紹介

各委員より自己紹介

2 議題

(1) 座長・副座長の選出について

○介護保険担当課長：

座長は委員の互選により選任されることとなっているが、立候補される委員の方はいらっしゃるか。(立候補なし)

事務局としては昨年度に引き続き、吉岡委員を座長に推薦する。(異議なし)

吉岡委員が座長に選出された。

吉岡座長よりご挨拶。ここで進行が介護保険担当課長から、吉岡座長に交替された。

○座長：

次に副座長の選出についてであるが、私から指名させていただき、皆様のご承認を持って選出したいが、いかがか。(異議なし)

従前のおり地域包括支援センターの方の中より、芹口委員に副座長を指名する。(異議なし)

芹口委員が副座長に選出された。

芹口副座長よりご挨拶。

(2) 前回会議録の確認について

○座長：

それでは次の議題の平成28年度第2回会議録及び地域密着型通所介護の廃止に係る書面審査質疑応答記録について、事務局から説明をお願いします。

○事務局：

資料の修正：地域密着型通所介護の廃止に係る書面審査質疑応答記録のP1の質疑内容の上から3番目の委員発言について、定員10名の記載を18名に修正依頼。

地域密着型通所介護の廃止に係る書面審査質疑応答記録とともに5月10日時点での利用者の移行状況について説明。

○座長：

ただいまの説明に関して、意見・質問等はあるか。(意見なし)

○座長：

前回の会議録及び書面審査質疑応答記録について承認する。

(3) 地域密着型サービスについて

○座長：

続いて次の議題の地域密着型サービスについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局：

資料1から資料4に基づいて説明。

資料1 西東京市地域密着型サービス等運営委員会設置要綱により本委員会の所掌事項について説明を行った。

資料2 地域密着型サービス等運営委員会の委員名簿について団体推薦等による方法で選出したことを説明した。

資料3 西東京市の地域密着型サービスの基本的な考え方、介護保険事業計画の内容、整備状況について説明を行った。

資料4 地域密着型サービスの9類型について人員、設備、運営基準等の説明を行った。

○座長：

ただいまの説明に関して、意見・質問等はあるか。

○委員：

資料3のP3の地域密着型サービスの整備状況について、西東京市においては、この整備状況で足りていると認識でよろしいか。

○事務局：

介護保険事業計画の第5期のときの整備状況を基に第6期計画の整備目標を策定しており、その際に不足しているサービスが南部圏域に小規模多機能型居宅介護と認知症高齢者グループホームであったため、こちらを作るために計画を策定したが、平成27年10月に公募したが応募者がなかったため結果としては整備が出来ていないという状況にある。

○座長：

こちらが整備されていれば、6期計画が計画どおりということか。

○事務局：

そうである。

○座長：

ほかに意見・質問等はあるか。

○委員：

第6期の整備目標として、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について導入に向けて検討中とあるが、現時点で導入の可能性は出てきているか。

○事務局：

このサービスは月額報酬となっていてひと月に訪問介護や訪問看護を何回も利用できるため、在宅生活を支えるという点で中重度の利用者に対してのニーズはあると思うが、サービスの内容にノウハウが必要とされる部分もあるため、どのように事業所に参入いただくのが良いか検討している。

○座長：

ほかに意見・質問等はあるか。

○委員：

資料3のP4の第6期事業計画について、小規模多機能型居宅介護が、南部圏域に限定されている理由はなにか。

○事務局：

理由としては第5期計画から引続き計画されているものであり、第5期以前は小規模多機能居宅介護が全ての圏域にない状態であった。第5期計画では、各圏域にグループホームと小規模多機能型居宅介護の併設事業所を一つずつ配置していく計画となっていた。現在ある3つの施設は北東部2箇所と西部1箇所だが、北東部のうちの一つは中部に近いため、結果的に南部圏域が不足しているのではないかという議論となり、第6期計画を策定するにあたって、南部圏域に配置する計画とした。

○委員：

西東京市は4圏域に分けているが、各圏域のエリアが狭いため、どの圏域に足りないということではなく、相互乗り入れというようなお互いに利用する形となれば、需要を充たすことは可能ではないか。

○事務局：

利用者の利用だけを考えれば、異なる圏域に作っても利用はできるが、地域密着型サービスの特徴の部分で、例えば運営推進会議を開催するとき、担当の地域包括支援センターや地域住民の参加が必須となるため、ある特定の圏域に集中してしまうと、それ以外の地域包括支援センターや地域住民の関与ができなくなってしまうということがあるため、出来る限り圏域にバランスよく配置するのがよいと考えている。

○委員：

小規模多機能居宅介護の3つの事業所があるが、現在の稼働率はどうか。

○事務局：

みどりの樹、日生の小規模多機能型居宅介護については20名以上登録数があるが、花の契約者数は一桁台である。

○委員：

そういったところは小規模多機能型居宅介護というサービスに対する認識が薄いということか。

○事務局：

小規模多機能型居宅介護の利用が難しい部分として、事業所に計画作成担当者がおり、サービスを利用するためにはケアマネージャーが交代することになるので、今までの担当から変わってしまうということと、月額利用料が固定であることから、利用回数が多い方にとってはよいサービスだが、利用回数が少ない方にとっては費用が高くなってしまいうサービスであるため、コストを含めた利用方法という部分で難しいと思われる。

○座長：

他に意見・質問等はあるか。（意見なし）

(4) 地域密着型サービス事業所の指定更新等について

○座長：

次の議題の地域密着型通所介護について、事務局から説明をお願いします。

○事務局：

資料5に基づき説明。

新規指定はなく、指定更新を行う2事業所及び廃止となる1事業所について説明を行った。地域密着型通所介護については1事業所の報告を行った。

○座長：

1事業所ずつ審議を行う。「グループホームいずみ」の指定更新から審議を行う。ただいまの説明に関して、意見・質問等はあるか。

○委員

資料5のP4の自己負担月額利用料が148,000円となっているが、これだけではなく他に費用がかかると思うが、それを含めるとどの程度になるのか。

○事務局：

こちらの自己負担月額利用料148,000円については、食費・居住費・光熱水費・建物維持管理費用が含まれているので、この他に、介護保険を利用するのでそれがおおよそ3万円前後のほか個人で使用する雑費を含めると、自己負担月額利用料に3～4万円足した金額が実際に月々支払う金額になると思われる。

○委員：

資料5のP5下段にある今度の課題というところで、入居者が重度化が挙がっているが、どこのグループホームも重度化してきていると聞いているが、この点に関して市として感想や意見はあるか。

○事務局：

今回運営推進会議に参加しているが、平均介護度を3.72と伺っており介護度は高いと感じている。しかし運営推進会議に参加している利用者と話をすると、ボランティアの方との関わりや施設の方からのケアにより、認知症でありながら日々楽しく過ごされているという印象を受けた。平均介護度とは別に、利用者の満足度が高いと感じている。

○委員：

「10の基本ケア」のなかに看取りを挙げているが、どのくらい看取りがあるか。

○事務局：

看取りというのはあっても年に1、2件だと思われる。

○委員：

看取りを行うのに何か条件があるか。

○事務局：

看取りをするにあたっては、利用者の希望だけではなく、医療的措置が必要かどうかなど医師の判断が前提となる。そのなかで、家族・本人の意見などが揃ったときに始めて看取りが可能となる。

○座長：

他に質疑がなければ、指定更新について承認ということによいか（異議なし）
異議がなければ承認とする。

次に「エルダリーケア24西東京」の指定更新について審議を行う。意見、質疑はあるか。

○委員：

資料5のP7に課題として非常に厳しい事業運営となっているため、24時間通報加算の取得を目指すとするが、この加算を取得するとどのくらい収益があるのか。

○事務局：

介護保険の点数として610単位の6,000円程度でこれに利用者数を掛け合わせた金額がひと月の収入になる。

○委員：

P6、7の夜間対応型訪問介護について、オペレーションセンターへの通信というのは、コール機を使用するとすぐに訪問介護員が来てくれるのか、それともコール機を使

用してオペレーターと会話をするようになるのか。

○事務局：

参考資料にある事業所図面のとおり、夜間対応型訪問事業所はオペレーションセンターがあり、電話はオペレーションセンターにつながりオペレーターが通話し、緊急に対応が必要であれば、ヘルパーが利用者宅に訪問する仕組みとなっている。

○座長：

そのほかに何かあるか。

質疑がなければ、指定更新について承認ということによいか（異議なし）

異議がなければ承認とする。

次に「グループホーム育」の指定廃止の審議を行う。意見、質疑はあるか。

○委員：

P8の事業所の廃止について、補助金の残額はどのくらいあるのか。

○事務局：

始めに交付した整備に関する補助金は東京都と市の分を合わせて2,500万円。返還額の考え方としては、建物の耐用年数が34年、これまで経過した年数が11年。残りの期間の23年分を返還していただくことになる。

○委員：

今後、本業の経営状況の悪化や大家からの立ち退きなどを理由として、急に事業を閉鎖・撤退するという案件が増えくると推察されるが、具体的にはどのように対応していくかというマニュアルやシステム等を保険者として検討していく予定はあるのか。

○事務局：

これまでにデイサービス事業所の廃止はあったが、デイサービス事業所の急な撤退の一つの要因としては、多くのデイサービス事業所が、事業所を2～3年の比較的短い期間で賃貸借契約を締結している状況のため、建物の契約状況により急な撤退ということは考えられる。それ以外では3年1度の報酬改定により報酬が大幅に下がった場合に未然に防ぐことができるかというところで難しさを感じている。

グループホームについては、平成27年度の報酬改定により大幅に報酬が減少してきたという部分があるなかで最初の事例となってしまった。事業所の実地検査についてはある程度定期的に行うようになってきているが、実地検査では事業所における人員等の基準の確認を行うもので、事業会社の収支や運営について、市の方でどこまで対応が可能かということになる。

○委員：

西東京市は一時期にデイサービス事業所が増えたので、今度撤退していく事例が出てくると思う。撤退により一番困るのは利用者なので、しっかりと実地検査をしていただいて、地域包括センターにも情報提供してもらい、地域包括支援センターも地域のデイサービス事業所と連携していければよい。

○委員：

本件のように事業廃止する場合に、利用者がここに残りたいと希望を訴えることは可能なのか。利用契約では、事業の廃止についてどのように記載されているのか。

○事務局：

契約なので市は直接立ち入ることではできないが、当該事業所の利用契約書を見ると契約の終了に関する規定があり、そのなかで「利用者が他の介護保険施設に入所が決まり、その施設に受け入れ可能となったとき」とあるため、入所先が決まれば契約終了ということになるかと思う。本案件は次の受け入れについて努力したということで、この部分について適用されるのではないかと思われる。

○座長：

そのほかに何かあるか。

質疑がなければ、本委員会において議論した内容を踏まえつつ、「グループホーム育」の指定廃止については承認ということによろしいか。（異議なし）

異議がなければ承認とする。

(5) 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案のポイントについて

○座長：

それでは次の議題地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案のポイントについて事務局から説明をお願いします。

○事務局：

資料6に基づき説明。

7期の介護保険制度改正に向けた法案の概要のポイントがまとめられているが、地域密着型サービス関係に絞って説明を行った。

地域密着型サービスだけではないが、共生型サービス（介護保険と障害福祉両方の制度を同一の事業所で受けやすくする）の位置づけの記載があり、この内容を含めいくつかの基準の見直しが予想される。

また居宅支援事業所が東京都から平成30年4月に移管される予定であるが、地域密着型サービスとして移管されるのではなく、居宅サービスというの位置づけで市に移管されるため、こちらの委員会の関与はない。

(6) 運営委員会の年間計画について

○座長：

それでは次の議題運営委員会の年間計画について事務局から説明をお願いします。

○事務局：

資料7について、本委員会の年間計画について説明。

今年度は3回の開催を予定している。第2回内容は、指定事業所の指定更新と、西東

京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）策定のためのアンケート調査報告書の概要を予定している。第3回は指定事業所の指定更新と、西東京市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを予定している。

○委員：

次回議題のアンケート調査報告書というものは調査後の報告書か、また調査は誰に対して行ったものか。

○事務局：

こちらは平成28年度に行った11のアンケート調査を実施したもので、対象者は高齢者や施設利用者や事業者の方など実施した。主に介護保険のサービスの利用意向などを中心に報告する予定。

○座長：

そのほか質疑はあるか。なければ最後の議題「その他」について事務局から説明をお願いします。

○事務局：

次回の地域密着型サービス等運営運営委員会は、10月頃開催する。開催の通知は別途お送りする。

○座長：

これで本日の委員会は閉会する。